

県が締結する契約に関する条例の施行状況等の検討について

1 条例の見直しについて

県が締結する契約に関する条例が平成 28 年 4 月 1 日に施行されているが、附則において、施行後 3 年を目途として、条例の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。

施行後 3 年目となる平成 30 年度においては、社会経済情勢の変化のほか、特定受注者からの報告や関係団体からの意見、他県の取組状況等を把握しながら、条例の施行状況及び必要な措置の検討を行うこととする。

2 検討の進め方（案）

条例の施行の状況については、次のように進めていきたい。

- (1) 検討に係る論点整理に向けた意見聴取（労働問題懇談会等）
- (2) 検討に係る論点整理（平成 30 年度第 1 回審議会）
- (3) 論点に沿った調査・研究の実施
- (4) 施行状況及び必要な措置の検討（2～3 回程度。～平成 31 年度前半）
- (5) （必要に応じて）条例・規則の改正手続き（平成 31 年度）

（参考）

条例附則（抜粋）

- 2 知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。